利鞘

（単位：%）

		平成16年3月期	平成17年3月期
国内業務部門	資金運用利回り	2.78	2.77
	資金調達原価	1.68	1.59
	総資金利鞘	1.10	1.18
国際業務部門	資金運用利回り	2.85	2.23
	資金調達原価	2.70	2.58
	総資金利鞘	0.15	△0.36
合計	資金運用利回り	2.79	2.78
	資金調達原価	1.70	1.60
	総資金利鞘	1.09	1.18

利益率

（単位：%）

	平成16年3月期	平成17年3月期
総資産経常利益率	—	0.42
資本経常利益率	—	7.44
総資産当期純利益率	—	0.41
資本当期純利益率	—	7.28

（注）1.総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}}$ ×100

2.資本経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{資本勘定平均残高}}$ ×100

従業員の状況

（平成17年3月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
1,147人	38.5歳	17.4年	5,118千円

（注）1.従業員数は、嘱託及び臨時雇員計150人を含んでいません。
2.平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
3.当行の従業員組合は、熊本ファミリー銀行従業員組合と称し、組合員数は800人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

貸出金の預金に対する比率

（単位：百万円）

			平成16年3月期	平成17年3月期
国内業務部門	貸出金(A)		1,017,984	995,279
	預金(B)		1,176,726	1,191,509
	預貸率%	(A)／(B)	86.51	83.53
		期中平均	86.00	86.24
国際業務部門	貸出金(A)		5,814	2,465
	預金(B)		18,297	2,866
	預貸率%	(A)／(B)	31.78	85.99
		期中平均	46.68	90.75
合計	貸出金(A)		1,023,798	997,744
	預金(B)		1,195,024	1,194,375
	預貸率%	(A)／(B)	85.67	83.54
		期中平均	85.37	86.25

（注）預金には譲渡性預金を含んでいます。

有価証券の預金に対する比率

（単位：百万円）

			平成16年3月期	平成17年3月期
国内業務部門	有価証券(A)		134,883	139,727
	預金(B)		1,176,726	1,191,509
	預証率%	(A)／(B)	11.46	11.73
		期中平均	12.93	11.72
国際業務部門	有価証券(A)		5,067	7,045
	預金(B)		18,297	2,866
	預証率%	(A)／(B)	27.70	245.76
		期中平均	24.84	149.68
合計	有価証券(A)		139,951	146,772
	預金(B)		1,195,024	1,194,375
	預証率%	(A)／(B)	11.71	12.29
		期中平均	13.12	12.17

（注）預金には譲渡性預金を含んでいます。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

			平成16年3月期	平成17年3月期
基本的項目	資本金		34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株		20,000	19,907
	新株式払込金		—	—
	資本準備金		23,164	23,164
	その他資本剰余金		—	—
	利益準備金		—	160
	任意積立金		—	3,100
	次期繰越利益		—	981
	その他		—	—
	その他有価証券の評価差損（△）		—	—
	自己株式払込金		—	—
	自己株式（△）		74	89
	営業権相当額（△）		—	—
	計	(A)	57,351	61,579
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ※1		—	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		1,527	1,492
	一般貸倒引当金		5,613	5,380
	負債性資本調達手段等		—	—
	うち永久劣後債務 ※2		—	—
	うち期限付劣後債務および期限付優先株 ※3		—	—
	計		7,141	6,873
	うち自己資本への算入額	(B)	7,141	6,873
控除項目	控除項目 ※4	(C)	50	50
自己資本額	(A)+(B)−(C)	(D)	64,442	68,401
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目		871,860	830,612
	オフ・バランス取引項目		26,370	30,345
	計	(E)	898,230	860,958
単体自己資本比率（国内基準）＝$\frac{(D)}{(E)}$ ×100			7.17 %	7.94 %

※1.告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）です。
※2.告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。
(1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること(2)一定の場合を除き、償還されないものであること(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること(4)利払い業務の延期が認められるものであること
※3.告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期限が5年を超えるものに限られています。
※4.告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額です。